

議案第9号

富津市情報公開条例及び富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

富津市情報公開条例及び富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月18日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

富津市土地開発公社の解散に伴い、条例の適用対象となる実施機関から同公社を削除するとともに、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市情報公開条例及び富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(富津市情報公開条例の一部改正)

第1条 富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、消防長及び富津市土地開発公社（以下「公社」という。）」を「及び消防長」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第7条第2号ウ中「、地方独立行政法人」を「並びに地方独立行政法人」に改め、「並びに公社の役員及び職員」を削り、同条第3号中「、地方独立行政法人及び公社」を「及び地方独立行政法人」に改め、同条第5号及び第6号並びに第14条第1項中「、公社」を削る。

(富津市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、消防長及び富津市土地開発公社（以下「公社」という。）」を「及び消防長」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第10号中「及び公社」を削り、同号を同条第9号とする。

第17条第3号ウ中「、地方独立行政法人」を「並びに地方独立行政法人」に改め、「並びに公社の役員及び職員」を削り、同条第6号及び第7号並びに第24条第1項中「、公社」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に富津市情報公開条例又は富津市個人情報保護条例の規定により公社がした行為及び公社に対してなされた行為のうち、市長が公社から承継した行政文書に係るものは、これらの条例の規定により市長がした行為及び市長に対してなされた行為とみなす。